

○ 中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

（都道府県が処理する事務）

第十一條（略）

2 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもののうちその地区が都道府県の区域を超えない商工組合又は商工組合連合会（その資格事業に別表第二に掲げる業種に属する事業を含む商工組合又は商工組合連合会を除く。）に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

一五（略）

六 法第九十二条又は第九十三条第一項に規定する事務

七（略）
（削る。）

（都道府県が処理する事務）

第十一條（略）

2 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもののうちその地区が都道府県の区域を超えない商工組合又は商工組合連合会（その資格事業に別表第二に掲げる業種に属する事業を含む商工組合又は商工組合連合会及び都道府県の区域を地区とする商工組合又は商工組合連合会であつてその資格事業に食肉販売業を含むものを除く。）に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

一五（略）

六（新設）
（略）

三 法第九十二条又は第九十三条第一項に規定する主務大臣の権限

に属する事務のうちその地区が都道府県の区域を超えない商工組合又は商工組合連合会（その資格事業に別表第二第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を含む商工組合又は商工組合連合会を除く。）に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、都道府県の区域を地区とする商工組合又は商工組合連合会であつてその資格事業に食肉販売業を含むものに関するものは、主務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

（削る。）

（略）

4| 3 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第二項各号

4| 前項本文の規定により同項本文に規定する事務（同項ただし書に規定する商工組合又は商工組合連合会に関するものに限る。）を行つた都道府県知事は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

（略）

5| 5 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第二項各号

に掲げるもののうちその資格事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属する商工組合であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの（その地区が全国であるものを除く。）に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

5 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第一項各号に掲げるもののうちその行う事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属する協業組合であつてその事務所の全てが一の都道府県の区域内にあるもの以外のものに関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

6 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第二項各号に掲げるもののうちその資格事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属する商工組合であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの（その地区が全国であるものを除く。）に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

7 前各項の場合においては、法中前各項に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

（権限の委任）

第十二条 （略）

2 法に基づく主務大臣の権限であつて次の各号に掲げるもののうち別表第四の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる者に委任されるものとする。

一五 （略）

六 法第九十二条又は第九十三条第一項の規定に基づく権限

に掲げるもの及び法第九十二条又は第九十三条第一項に規定する主務大臣の権限に属する事務のうちその資格事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属する商工組合であつてその地区が都道府県の区域を越えるもの（その地区が全国であるものを除く。）に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

（新設）

（新設）

7 第一項、第二項、第三項本文、第五項及び前項の場合においては、法中第一項、第二項、第三項本文、第五項及び前項に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

（権限の委任）

第十二条 （略）

2 法に基づく主務大臣の権限であつて次の各号に掲げるもの及び法第九十二条又は第九十三条第一項の規定に基づくもののうち別表第四の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる者に委任されるものとする。

一五 （略）

（新設）

七 (略)

別表第三（第十二条関係）

一 (削る。)	(略)	(略)	(略)
二 (略)	(略)	(略)	(略)
三 (略)	(略)	(略)	(略)

六 (略)

別表第三（第十二条関係）

一 その資格事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属する商工組合（その主たる事務所が北海道にあるものを除く。）であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの（その地区が全国であるものを除く。）及びその資格事業に食肉販売業を含む商工組合（その主た	商工組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長	協業組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
二 その行う事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属する協業組合（その主たる事務所が北海道にあるものを除く。）であつてその事務所の全てが一の都道府県の区域内にあるもの以外のものに関する権限	(略)	(略)
三 (略)	(略)	(略)

別表第四（第十二条関係）

一 その資格事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属する商工組合（その主たる事務所が北海道にあるものを除く。）であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの（その地区が全国であるものを除く。）及びその資格事業に食肉販売業を含む商工組合（その主た	商工組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
---	----------------------------

二	(略)	(略)
一	(略)	(略)

三	(略)	(略)
二	(略)	(略)

る事務所が北海道にあるものを除く。)であつてその地区が都道府県の区域であるものに